

3 提出された意見の概要と県の考え方

意見(要旨)	愛知県の考え方												
<p>1 愛知県の財政状況・行政改革・財源の確保方法等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県は地方交付税不交付団体であり、財政状況が大変厳しいとは考えられない。 万博を開催できた愛知県は、市民の生活に直結しない無駄な歳出を見直せば十分に森と緑のための財源はあるはず。 愛知県の財政状況は他県に比べてかなり良い方と聞いている。万博のために削減された福祉予算も開発された緑地もあったかと思うが、結果的に黒字であったとか。これまで開発のために費やしてきた費用、これから緑地消失による被害対策に費やさなければならない費用、そういう事を考えれば、予算の捻出は決して無理ではないはずで、今そういう方向に予算・労力を振り向けるよう転換を図らなければ、事態の悪化と共に金銭面でも他の面でも際限のない負担増を招くことになりかねない。 先日、愛知県は黒字だという新聞記事もあった。是非一般財源で行ってほしい。負債が多いならば、課税分と同額を一般財源からも出して、保全にあててはどうか。 法人二税の人口1人当たりの税収格差を見ると(全国平均を100とした指数)愛知県は、東京に次いで2位の150、長崎県は50以下。人口1人当たりの地方税収額の格差(全国平均を100とする指数)東京都178.8、2位の愛知県124.5、長崎県63.5、森林税導入県は、指数100以下の県が多い。愛知県の税収の06年は05年より1千億円近く増えている。 新税の規模が14~40億円程度ならば県予算全体のなかで捻出可能なのでは。また、県職員の人件費を平均0.2~0.5%ほど下げれば計算上は拠出可能である。人工林管理費の全額ではなくとも、一部でもそうした方法で拠出する意思の有無を、県知事、並びに県庁職員諸氏に問いたい。民間企業なら目的実現のための財源は自ら稼ぎ出すか、借り入れる場合なら私有財産を担保に提供することとなる。それで駄目なら給与等が削減されるであろう。官庁と私企業の立場の違いは理解するが、現在の「公」はあまりに無責任、怠慢である。 愛知県の07年度一般会計予算総額歳出額2兆2,450億円のうち、人件費が34~34.5%は多過ぎる。(人口、財政規模も違うが、岐阜県は32~33%)。 森林荒廃を防ぐことが喫緊の課題ならば、万博や空港などの事業ではなく、森林の保全のためにもっと早い段階から優先的に手厚い予算措置をとるべきだったのであり、万博や空港を優先しておいて今になって、財政が厳しいというのはおかしい。県の失政であることへの反省が見られない。このような財政ひっ迫状況を招くことは、容易に想像し得た。税金のムダ使いで森を破壊したり、肝心の奥山の森林荒廃に十分な措置が講じられていないような現状を放置することは到底認められない。万博実施についての県民投票条例制定の直接請求がなされたりしたにもかかわらず、知事は万博事業を強行したのであるから、「森とみどりづくり」などと聞こえのよい言い訳をして増税をすることなく、まず、自らの失政を明らかにすることが先である。職員の大量退職問題等についても、予め想定し得た問題であり、今回の新税導入の言い訳にはなり得ない。 政策として必要性は認めるが、一般財源内で措置すべき。ここ2・3年の税制改正(改悪)により、年金生活者の負担は大幅に増加し、将来への不安が強くなっている。(所得税の一部を住民税への税源移譲も実質的に負担増) 報告書の10年を目処とした森林保全等の取り組みには344億円がかかるという試算がなされているが、県の財政規模からみて、なぜこの額が一般財源から出せないのか理解できない。年間30~40億円の予算が安定して組めないほど、財政がひっ迫、不安定としていることへの説明が尽くされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県では、バブル崩壊による税収減などにより、厳しい財政状況となり、平成10年度、11年度には戦後初の赤字決算となるなど、より厳しい財政状況となりました。そのため、平成11年度から第三次行革大綱による取組みを行い、平成16年度までに2,540人の職員削減などで、3,524億円の経費削減を行いました。さらには、平成17年度から「あいち行革大綱2005」を実施するなど、行財政改革に積極的に取り組んでおりますが、それでも、基金からの借り入れ(繰入運用)による臨時的財源対策を行わないと当初予算の編成ができない状況にあります。 19年度当初予算においても、地方交付税は2年連続で不交付と見込んでいますが、介護・医療といった扶助費などの義務的経費の増加により収支不足の状況は続いていることから、将来の県債償還のために積み立てている減債基金などの基金から臨時的に400億円を借り入れて(繰入運用)何とか予算を編成したところです。 <table border="1" data-bbox="1721 819 2255 903"> <tr> <td>繰入運用</td> <td>⑱当初</td> <td>400億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑲当初</td> <td>443億円</td> </tr> </table> 平成20年度以降の財政中期試算においても、引き続き多額の収支不足が見込まれております。(収支不足 ⑳550億円 ㉑360億円 ㉒270億円)したが、不交付団体になったとはいえ、本県の財政状況は、依然として大変厳しい状況にあります。 本県の歳出において、義務的経費や県債を財源とする投資的経費以外の経費を見ますと、私学助成をはじめとする県民生活に直結する事業や国民健康保険財政調整交付金などの国の制度で県の負担割合が決められており、削減が容易でない経費が大半を占めています。 <p>【参考】</p> <table border="1" data-bbox="1721 1239 2493 1365"> <tr> <td colspan="2">歳出総額に占める人件費の割合(⑰普通会計決算)</td> </tr> <tr> <td>・本県</td> <td>= 36.4%</td> </tr> <tr> <td>・政令市の所在する11道府県の平均</td> <td>= 36.8%</td> </tr> </table>	繰入運用	⑱当初	400億円		⑲当初	443億円	歳出総額に占める人件費の割合(⑰普通会計決算)		・本県	= 36.4%	・政令市の所在する11道府県の平均	= 36.8%
繰入運用	⑱当初	400億円											
	⑲当初	443億円											
歳出総額に占める人件費の割合(⑰普通会計決算)													
・本県	= 36.4%												
・政令市の所在する11道府県の平均	= 36.8%												
<ul style="list-style-type: none"> 愛知県の06~10年度退職金が3,787億円必要とされ、07年退職手当債180億円発行。支払利息ばかりが増え、将来につけ回しの自転車操業。04年の退職金支給実績平均2,879万円は民間に比較し高すぎる。自治体は、現業部内の給与が民間に比べ25%強高いので、年功序列賃金制度では、現業部内に年齢の高い職員が多いほど人件費総額は下がらない。05年度県職員の平均年収810万円(中電・名鉄など県を代表する企業より高い。)人件費の割合、全国6位なのに民生費の割合は39位で、県民の負担が重くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生費の割合が全国39位とのご指摘がありますが、平成17年度普通会計決算の歳出総額に占める割合は、厳しい財政状況の中においても、その必要性から全国平均以上の水準を維持しております。(9.0%(全国第22位)) 												
<ul style="list-style-type: none"> 地方財政も厳しいとは思いますが、公共事業費を始め行政の無駄は、私共の生活感と比べるとまだのんびりしている。 既存の事務事業の徹底的な見直し(財源が厳しい折、教員の給与は引き下げる時期にあるのではないかと。地域手当 	<ul style="list-style-type: none"> 本県におきましては、平成17年2月に策定した「あいち行革大綱2005」の取組として、定数削減や事務事業の見直しなど行財政改革に積極的に取組ん 												

<p>10%は県民として納得できない、早急に見直すべき。職員の手当ても市町村を指導する立場として市町村以上に見直ししたか。)により財源を捻出すべきである。また、景気回復による税収増も十分期待でき新たな負担を求めなくてもよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 速やかに森林などの整備を実行すべし。実行されていない理由に財源の不足を挙げているが、現行の他の施策を見直し財源を確保する工夫はぜひ必要。 森と緑づくり等自然保護は、本来事業として予算の中に含まれるべきもの。 財源については、林道整備などに回している額で充当し、土建業者に仕事を請け負わせれば、人材活用にもなる。 新たな税創出ではなく既存の税収入で賄うべき。「14億円～40億円」であるなら、新たな税創出の必要性は無い。 対策に必要な費用については、超過課税というのも一つの方法かもしれないが、やはり現在歳出しているものをもっと見直すべき。 森林税は、環境費の87億と農林水産費730億の予算から供出する。また、市町村税収が県以上に増えている所の義務的経費となる税交付金は減額し、森林税として使うべき。 新たな事務事業が必要となったとき、どの事務事業を取りやめるのか、県民の意向を斟酌し、その判断の下す役割を負うのが議員・首長の役目ではないかと思われるが、取りやめる事務事業の検討が十分とはいえない。不交付団体であり、他県に比し明らかに税収に恵まれた県である愛知県が、目的はもっともとはいえ更なる増税という手段により県民に負担を強いる施策を進めようとする姿勢は権力の横暴と感ぜざるを得ない。 通常の実策で出来ない理由が、単に資金的なものなら、逆に安易に財源を集めて施策を進めるべきではない。県民は、すでに税金を納めている（みんなを支えている）のだから、まずは一般財源でやるように検討するのが筋。 昨今の「緑資源機構」の官製談合事件で分かるように、そもそも森と緑の保全に必要な財源が不足しているという現状認識自体がおかしい。増税し財源を増やしても結局官僚の懐に入るだけのことではないかと疑わざるを得ない。 	<p>であります。具体的には給与制度の抜本的見直し、836人（17年度～19年度）にのぼる定数削減及び事務事業の廃止・縮小や実施方法の見直しなどにより、この3年間で1,185億円の行革効果を生み出しました。今後とも「あいち行革大綱2005」の目標である2,700億円の行革効果額達成（平成22年度まで）を目指して積極的に行財政改革に取り組んでいく所存であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、徹底した行政コストの削減や事務事業の見直しを進めておりますが、一方で、時代の変化や住民ニーズの変化に伴う新たな行政需要が発生していることから、事務事業の見直しに伴い発生した財源を有効に活用しております。 今回の新たな施策は、森や緑の公益的機能を十分に発揮させるために、緊急かつ集中的に実施する必要があるものでありますので、相当額を一定期間にわたり安定的に確保する必要がありますが、現在の財政状況から、これらの財源を確保することは、極めて困難な状況にあります。
<p>2 公共事業など愛知県の事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 長良川河口堰、万博、空港、設楽ダム等など数々の破壊事業をしておきながら、森と緑づくりのために税徴収とは欺瞞も甚だしい。 過去の事業を問いなおして反省した上で、現在の事業が地球環境に与える影響、必要性を検討し直し、且つ全ての情報を公開し市民の意見を聞き、見直す必要がある。 神田知事がリニアモーターカーを推進するという意見をテレビで聞いた。そうするとまた森林が伐採される。また、トヨタ等の大自動車会社をかかえる県として、ぜひ森林の保全につとめ、ドイツのように環境都市として、世界に発進できる県の政策をお願いしたい。行政の信頼が地におちている今、ぜひ全力で正しい森林保護、温暖化対策をお願いしたい。 「今まで通り道路を作って車を増やし続けていたのでは、何をやっているのか分からない。」まずは二酸化炭素排出側にこそ税制改革で抑制を図るべき。報道発表された愛知県の政策に関するものを見る限り、「みどりの・・・」という分野の優先順位が県政の中で著しく低下したのではないかという印象を強く受けた。 国のビックプロジェクトである第二東名を凍結すれば、多少は環境が守られるのではないか。 森林率の極めて低い愛知県で、他県に遅ればせながら、森のためのいわゆる環境税を導入するかの会議が催されたことは大きな一歩であると思うが、新たな税を県民に求めるならば、今ある緑を壊してまで行う事業をぜひ見直してほしい。瀬戸市でいえば、海上の森の入口近くの瀬戸環状道路東部線の事業。まさしく緑を分断して、景観もなにも無視したやり方には、地元のものとして憤りさえ覚える。訪れた人、誰もがそう感じると思う。愛知県でいえば、設楽ダム事業。前からの計画であっても「森と緑づくり」をいうならば、即刻見直してほしい。 新たな税で県民に負担を強いるならば、愛知県は「森と緑づくりのための施策」とは逆行する事業の「設楽ダム事業」、「瀬戸環状東部線事業」などの事業を見直すべき。愛知県が行うその他の事業でも、「森と緑づくり」に矛盾する事業がないか精査し、あれば見直しをすべき。一方で見直す余地のある事業で、税金を使いながら緑を減少させ、他方で緑作りのための新たな税金で県民に負担を強いることは理解できない。また、愛知県は、愛知県内の市町村が行う不必要かつ公益的機能や保健保養機能を損なう計画・事業を見直すように各市町村を指導すること。例として、名古屋市相生山緑地内を貫通する、緑地（森林）破壊を伴う道路建設について、公益的機能を劣化させ、 	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる公共事業は、道路や下水道といった県民の皆様の生活基盤整備や、地域の経済発展を支えるインフラ整備を行うことにより、地域の活力を生み出し県民生活の向上をもたらす極めて重要な事業であると考えております。 大規模な事業を実施するにあたっては、事前、事後に環境影響評価を実施し、自然環境や生活環境への影響を低減、回避するよう努めております。また、あいち万博においても、同様に環境影響評価を実施するとともに、県民の環境意識の高揚を図るなど環境万博に相応しい内容で開催しました。

<p>生物多様性を損ない、無駄な支出を強いる事業であることから、愛知県は名古屋市が見直すよう指導を行うべきである。また、上記以外の事業で、市町村が行う「県内の森と緑づくり」のための施策とは矛盾する計画がないか、愛知県は精査・検討しあれば対応をすること。以上の問題について、愛知県は早急に態度を表明・対応をし、その上で県民に新たな税の負担を相談すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいち万博で緑を壊しておきながら、緑を守るために税金をとるのは納得できない。 ・愛知万博には反対でした。長久手の森を削ってまでする必要はないし、仮に行うとしても今すでにある場所を使って（例えばナゴヤドームや運動競技場、グラウンドなど）行えばよかったのではないか。 ・自然破壊の公共事業を中止すべき。 ・戦後、森と緑を破壊し続けてきたのは、市民の税金を使った無駄なものを多く含む公共事業。 ・ダムや道路建設に対して無駄な公共事業との指摘がされ、談合の実態が明らかにされている。ここにメスを入れれば、森と緑づくりに必要な財源は確保できる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・万博や空港を押し進めた結果、犠牲となった森林の保全のために、万博の「収益」とされる余剰金が優先的に配分されるべきであり、万博の理念の継承にも沿うものであるはずだが、そのような県の意思は全くみられないのはなぜか。この点からも、今回の新税導入には納得できず反対。万博で環境をテーマにして一般財源から莫大な税金をつぎ込んで、森林を含む自然環境を破壊しておきながら、今度は一般財源でできないというのは理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・万博剰余金については、その財源を活用し、「あいち海上の森センター」において、里山保全等を進めていただく指導者等の養成に取り組むこととしております。
<p>3 財源負担・税の仕組み等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過課税 個人1,000円、法人10%、森林手入れは、真剣にしっかりやってもらいたい。 ・超過課税の増加額は個人ではプラス1,000円、課税期間が5～10年なら納得、短期間で緊急かつ必要な整備を必要な額確保し実施すべき。 ・緊急性があり、新たな財源を確保し、新しい視点で施策展開が必要という報告書の内容は十分理解できることであり、財源確保の方法も徴収に負担の少ない超過課税方式は適切と判断する。 ・諸般のきびしい状況から、林業家個人の力ではどうにもならない深刻な事態にあるので、間伐を始め森林再生のためにも公的資金を投入し、その財源としては県民が広く負担する税制度である県民税均等割（個人・法人）の超過課税を導入する事が緊急の課題。 ・当報告の趣旨、均等割の超過課税方式に賛意と敬意を表す。 ・森と緑は多様な公益的機能を有しており、その恩恵は広く国民全体が享受しているが、近年林業採算性の悪化等により、森林の育成に不可欠な間伐等の手入れが不足している。そこで、「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全するための新たな施策が必要で、その財源としての国民全員が広く負担する税制度（県民税均等割（個人、法人）の超過課税）を導入することに賛成。 ・費用負担のあり方として、県民税の超過課税を財源とする方法、県内企業からの寄附金の受入れなど、新財源による補助の増額が必要。 ・人の力で植えられた、人工林は最後まで人間の力でみることが必要。税でみることは大賛成。でなければ、森林整備はできないと思う。今、談合でもめている。税問題は一般の人に認められるか心配である。 ・水源の下流域に住む私たちは、当然のように森林が蓄えた水の恩恵を受けている。あまりにも、当然のようにその恩恵を受けているが、森林を守ってくれている上流の人たちの苦労を忘れてはならない。森林を守るには、当然金銭の負担が大きい。しかし、木材価格の低迷により森林の管理が行き届かなくなってきた今、森林を守ってもらうために、相応の負担をするのは、下流域に住む私たちの責務ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を参考とし、施策を検討してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・県民税均等割の超過課税を導入する方式よりも、森林保全等を大切だと思う県民を始め全国の人々及び企業に寄附金を募る共同募金方式が適切。 ・緑を守るためには国・県・市がもっと横の連携を緊密にして、一般財源で措置すべき（寄附は募ってもよいと思う）である。 ・森と緑の整備と保全が緊急で全県民に関わる課題であることは間違いない。既存の税から充当して、森や緑の整備、 	<ul style="list-style-type: none"> ・募金や寄附については、所要額が確保できるかが事前に不明確で事業執行に支障を来す恐れがあることなどから、必要な財源を安定的に確保する手段としては望ましいものではないと考えています。なお、県民や県内企業の募金や寄附を行う気持ちは大切にしなければならないと考えていますので、寄附金などを受け入れる仕組みづくりは必要と考えています。

<p>保全を確実に行う仕組みは必要であり、早急に創出することを求める。基金はその有力な方法である。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境税は炭素税のように外部不経済を内部化させ、環境を改善させようとする税制とは異なり、森林の公益的機能という外部効果を内部化する税制と言えることから炭素税と同様な効果が必ずしも得られないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・炭素税は、本県が導入している産業廃棄物税と同様に政策目的を達成するために規制と同様の効果を税制により達成するための(課徴金的な)ものであり、租税負担を回避する行為に伴い、環境改善の効果が期待できるものであるため、この税制とは本質的に異なるものと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・森と緑の自然の恵みを享受するのは幅広い県民との指摘、まさにそのとおり、しからば広く負担されている消費税の財源を当てるべきではないか。 ・地球温暖化の議論の中で炭素税の必要性が謳われていることを十分検討すべき。森と緑の回復・拡大は二酸化炭素の軽減に大いに役立っているが、化石燃料で走行する車は森と緑に重大な危害をもたらしている。現代の日本社会は、生活から産業まで車中心社会で車なしでは生きることさえ支障となる社会となってしまっているが、その現状を変えられないのであれば、「森と緑」の回復・拡大のため車税制の見直しが必要。 ・ハイブリッド車の技術は、ユーザーへの環境意識を高めたビジネスとして大成功を収めたが、年々大きくなる排気量に環境政策としての失敗をそろそろ認めても良い頃かと思う。二酸化炭素の排出側の抑制策は棚上げで、植物の二酸化炭素吸収側に頼った政策に留まっていることに不安を持っている。ヨーロッパで試みられているカーシェアリングによる自家用自動車の総量規制や、東洋一の規模を誇り日々大量の二酸化炭素と温排水を吐き出し続けている碧南・武豊石炭火力発電所の今後の在り方についても、自治体の踏み込んだ政策決定を望む。「緑の・・・」政策順位を現在よりも高めて、道路特定財源となっている様々な自動車税を報告書に謳っている事業に回すべき。 ・この議論そのものが「消費税引き上げ前の滑り込み増税だ!!」と言う印象もぬぐいきれない。もし、自治体が地方税で森林・都市緑化整備に力を注ぎたいのであれば、まずは法律で定めた2倍も取る道路特定財源の自動車関連の税などを充てることを考えるべき。厚生労働省・社会保険庁の年金保険医療制度のように、「負担が増えてもサービスは低下する、お上に任せるところなる。」悪しき前例として民は身をもって学んでいます。報告書は、間違った公共投資によりできた県負債の穴埋めのための増税に見えてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森と緑の公益的機能の受益は、企業を含む県民全体に及ぶものであるため、広く薄く負担していただくことが可能な県民税均等割の超過課税を導入することが適当と考えております。その理由は、徴税に関する費用が最小となることだけでなく、既存の低所得者等への非課税措置が自動的に適用されるなど、一定の配慮がなされることとなるからであります。 ・現在、道路目的財源とされている県税は、自動車取得税と軽油引取税であり、いずれも地方税法にその使途が明記されているため、使途を変更する場合、法改正が不可欠となりますので、県独自の判断で変更することは困難であります。
<ul style="list-style-type: none"> ・単に税金を支払って森づくりをするというのはいかがかと思う。例えば、野球観戦の入場料の一部を森づくりに使うとか、24時間営業のお店の廃止が実行され、もし夜ジュースが買いたいのなら何パーセントか深夜料金として高くし、その分を回すとか、何時以降の映画館の入場料を高くするとか考えれば様々な発想が出てくると思う。 ・課税の趣旨として「受益と負担」という視点ばかりでなく、「侵食と回復」、つまり森や緑、地球環境を破壊している人間活動を検証し、その中から公的負担を負わせるべき活動を選択し、回復に必要な財源を見出すべきではないかという視点から財源を探してもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に悪影響を及ぼすと考えられるものに税などを賦課し、財源を確保するとの提案がありますが、一定の財源を確保するためには、課税対象数がある程度必要であります。しかし、一方でそのようなものは限定されることから、全国的にも産業廃棄物税など限定されたものしか導入されておられません。具体的には、缶ジュース1本当たり10円を徴収する場合、深夜に販売される量が年間100万本であれば、年間1,000万円の税収に過ぎないこととなります。また、森と緑づくりの公益的機能の受益は、県民が広く享受するものでありますので、広く県民が負担する制度が望ましいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・県民は森林、里山、都市の緑が貴重な財産であり、これを支えていかなければならないとは思っているものの、受益者であるという意識はないと思われる。したがって、税に馴染み難いと思うので他の方法で財源を捻出すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や里山林、都市の緑の公益的機能の恩恵は、広く県民全体が享受しているものであり、これを持続的に発揮させていくためには、県民全体で支えていくことが必要であると考えています。したがって、県民が受益者であるということ認識できるようなPR活動等が必要不可欠であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・所得に応じた徴収ではなく、均等割ということもおかしい。今や格差が拡大しており、その是正こそ喫緊の課題となっているにもかかわらず、ひとりあたり何百円という負担は低所得層にはとても重い負担であり、公平性も欠く。この点からも今回の新税導入には納得できず反対。 ・どうしても導入が必要となれば(経営者も賛同であれば)①金額を引き下げる、②外国人も水やゴミで社会的コストの恩恵を受けているので支払ってもらおう③病院、大学、第三セクターからも徴収すべき。 ・温暖化ガスの削減に努力する事は非常に良い事だが、削減目標の半分以上を森林での吸収に頼るのだから、排出量 	<ul style="list-style-type: none"> ・森と緑の公益的機能の受益は、企業を含む県民全体に及ぶものであるため、広く薄く負担していただくことが可能な県民税均等割の超過課税を導入することが適当と考えております。その理由は、徴税に関する費用が最小となることだけでなく、既存の低所得者等への非課税措置が自動的に適用されるなど、一定の配慮がなされることとなるからであります。また、外国人、第三セクターなども基本的には課税対象となります。

<p>の多い企業などが税を多く負担し、山林保有者に税は負担させないのが筋では。個人所有の山林に入り込み、傍若無人な振る舞いをする事も取り締まって欲しい。丹精込めたキノコで、キノコ狩りされてはたまらない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「県民税の均等割の超過課税方式によることが最も適当」と思うが、その額が「法人が資本金等の額に応じて」考えられているように、個人に対しても所得に応じて考えるということが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の法人県民税均等割の税率は、法人の規模により行政サービスの受益が異なるとの考え方などから、資本金等により税率が区分されております。したがって、超過課税の税率についても、資本金に応じた区分が必要と考えております。また、個人の負担を所得に応じて異なることとすると、法人も同様に所得によって区分を設けないと均衡を欠くこととなります。
<ul style="list-style-type: none"> 個人が年1千円とすれば、4人家族の場合年4千円の大幅増税になる。07年より各種控除が廃止され、大幅増税となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 4人家族の場合、年4千円の負担とのご指摘がありますが、均等割の納税義務者は一定の所得を有するものでありますので、税負担などを示す場合などに使用される4人家族(夫婦・子供2人)の場合は、年1千円の負担となります。
<ul style="list-style-type: none"> 法人には資本金などの額に応じて、森林税徴収額に差をつけるのは不公平。利益は資本金とは連動しないし、複数の都道府県に拠点があれば、資本金に関係なく税負担が増える。企業から森林税導入する場合、経営者の意見を充分聞くべき。経営者でない人から意見を聞いても、自分に負担がかからなければ賛成となってしまう。 課税額が個人一律1,000円という根拠を示すべき。500円としている県も多い。法人が資本金の額に応じて5段階の税率になっているが、森林の公益的機能を受益している程度は資本金によって増減するものではない。山梨県におけるミネラルウォーター税(未導入)のように地下水利用量に応じて課税するのであれば、受益の程度に応じて課税することになり道理に合うが、資本金に応じて課税額が増減するのは道理外れである。なぜ資本金の額に応じて税額が異なるのかということを経理的に示すべきである。受益の程度が均一であるならば、均一税率ではなく、企業に対しても高知県のように税額を一律にすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人が受ける行政サービスは、利益とは直接関連がなく、法人の規模と一定の関連があると考えられます。したがって、法人の規模を表す指標として資本金を用いて現行の均等割の税率が決定しております。現在、検討しております森と緑づくりのための税制については、森と緑の公益的機能がもたらす受益を定量的に測定することが困難であるため、法人の規模に応じた負担を求める方法として、均等割の超過課税が望ましいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> 一代で築いた財産も相続や贈与で三代でゼロになるように仕組みられている。名古屋などの都心に残っていた民間の森林も、その多くが相続のときに失われたと言われている。都市の森林面積を維持するには増税よりも、相続税や贈与税の減税ではないか。 費用負担として県民税の均等割超過課税には反対。県民税の均等割は、住民が県の公共の福祉のサービスを受ける対価として払う会費的なものであり、広く県民が利用する県道、県立病院、県立図書館などのものに使われるべきものである。またそう理解して税金を納めている。それゆえ「山林」の問題解決のために新たな負担増を求めるならば県民にわかりやすい目的を限定した新規の県税の創設で対応すべきものであると思う。そうすることによって県民全体を巻き込んだオープンな議論が期待できると思う。 手放したい土地を持っている人が、その土地を公園や森にするために使えば、何らかの優遇措置をとる。 企業、マンション、コンビニなど、それらの営業で自然環境に何らかの負担をかける場合には、税を高くする。逆にたとえ営利目的であったとしても緑を増やす成果を挙げた活動であれば、何らかの優遇措置をとる。 家庭内においても、その活動に応じたポイントなどをつくる。 古い土地、民家、庭などを所有している人は維持がかなり大変だと思う。管理負担を軽減するために、地域の人に公開するなどの方法も含め、市や県で、管理できるだけの手助けをする仕組みを作る。 森林整備を推進する中、100%補助による強制施業ができるような仕組みが必要。又は、施業しない者については保有税を上乗せして、手入れしない所有者へのペナルティを加える制度が必要。 トヨタが、世界の生産台数を誇るまでになった原動力“自動車金融”に倣って、環境金融という新たな分野を切り開く時期に来ている。国産木材の価値を高めたり、その利用率を上げるためにも、増税ではなく、減税による民間活力の増進に期待すべき。たとえば、新築住宅にかかる家屋税や固定資産税を、地元の木材の利用率に合わせた税率にするなどの工夫は有効な手段だと思う。 新税の導入によらざるを得ない場合には、納税者がシブシブであっても支払うことを納得するようにする必要がある。そのためには、総論表記ではなく、より具体的に「〇〇森林の間伐」とか、「△△里山の保全」とか、「××市 	<ul style="list-style-type: none"> 税制度を含む新たな費用負担のあり方を検討する中で、県民税の超過課税が望ましいとされているのは、既存の税制を活用することにより、所要経費が最小となることが、新たに仕組みを創設することに比して優れているためなどであり、ただし、県民全体で活発な議論をすることについては、必要なことと考えておりますので、今後、そのための機会を可能な限り設けていきたいと考えています。

<p>街地の緑化」に必要な財源を確保するためといった具体的な目的を明示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民は具体的に納得できる事業に必要であるならば、税金であれ、寄附金であれ支払いに応じらると思う。 ・ 林業は環境と経済と農民の愛情とが重なって育つが、所有権の移譲の相続税により伐採せざるを得ない。今の時代最悪の税制であり撤廃し、又軽減しないと日本の林業は進まない。 ・ 日本の環境問題の中で、森林地域の果たす役割は極めて大きいですが、現実には環境問題に関しては関心が低い。大切な環境問題を身近な問題として、現在ある里山を通じて利用価値を啓蒙するよい機会である。特に市街地の里山は、税制上宅地並課税に評価され、里山としての維持が不利な実情にある。今後、里山に対して保存すべき利用適地は、環境保全林として一定の条件を付した上で、税制上の優遇処置を導入すれば、里山の保存が図られ、市町村が投資する一定の公園よりも目的が図られるとともに、維持も安くあがり、自然環境の大切さも認識される。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが税金を納めたくないが、行政サービスを受けているのでやむを得ないとして納税している。すなわち、納税者がやむを得ないと思う税、しかたがないと思う税でなければならない。 ・ (源泉徴収の)住民税の中に組み込まれると、納税者は理解しにくい。 ・ 県民意識の向上に新たな税を使うのは認められない。森と緑の整備と保全の課題が緊急であることは、別途県民にアピールすべきことである。これまで、この問題の広報を怠って来たことがまず問題にされるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税の仕組みや実施事業の必要性・事業内容について、PRに努めていきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民でできることは民ですべき。環境金融なるものがあれば、林業経営も税金に頼らず自立的・自律的な発展ができるのではないかと。報告書にもあった森林の多面的効果をもっともっと浸透させ、その効果を換金して民の投資をどんどん募るべきである。現在の銀行金利よりも明らかに有利な利回りが設定できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見として参考にさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな不当な利権の温床になる危険性をも秘めているとともに、矢作川水源基金などとの二重の負担の恐れ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源基金は、水道等の受益者が、主に森林の水源かん養や水質浄化機能に着目して、その受益に応じて負担をしているものであり、森や緑の幅広い公益的機能に着目したものは、性格が異なるものでありますが、各種施策の実施に当たっては、連携して取組んでいくべきと考えています。
<p>4 施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県が示した森林環境税のモデルは高知県モデルを踏襲したに過ぎない。都市圏で導入している神奈川県では、異なるモデルで導入している。愛知県も森林県とは異なる都市圏モデルでの森林環境税導入を考えるべき。 ・ 人工林については、山林所有者の高齢化などで、なかなか手をかけることが難しく、心あるボランティアの頑張りによって間伐活動が行われている様子。不必要な里山林の手入れなどではなく、人工林の方にまわしたらどうか。 ・ 地球温暖化防止や、森林の公益的機能の発揮のためには森林の保全、整備は是非必要である。報告書を見ると県内を森林・里山林・都市の緑の3区分して、各々の施策を提言している。しかし、県内の広い区域に分散して施策を展開すると効果が薄れてしまう恐れがある。従って、県土43%を占める森林の整備を進めるための間伐の実施に集中して施策を展開すべき。 ・ 「森林」、「里山林」、「都市の緑」をバランス良く整備・保全するとありますが、どのように配分するのか。県民が納得することが大切。都市部だけに偏ることのないように。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書で示されている県民税均等割の超過課税制度は、高知県の税制度と同様のものではありますが、その用途が森林・里山・都市の緑となっており、高知県などとは異なっております。森林や都市の緑の発揮する公益的機能の恩恵は、広く県民全体が享受しているものであり、山間地、中山間地、都市部が存在する本県の特徴を考慮し、森林、里山林、都市の緑を一体的に整備、保全していくことが必要であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな森や緑の整備、保全を行うための仕組みには県民の参加を必ず組み入れるべきである。費用の支出だけでなく森や緑の整備、保全の進め方についても県民意見が反映できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森と緑づくりを県民全体で支えていくためには、県民の皆様が様々な形でかかわっていただくことが必要です。特に、里山林や都市の緑の整備については、市町村の協力も得ながら、地域の方々やNPO団体などに主体的に参加していただくことが必要と考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境保全は世界的に、国家的に、地域的に行なわねばならない最重要政策であってプラスアルファ的に行なうものではない。 ・ 愛知万博の理念と成果の継承とともに、京都議定書のホスト国として、CO2の削減目標の達成に向けた「環境先進県づくり」を期待。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を参考とし、施策を検討してまいります。

<ul style="list-style-type: none"> 市場原理を活用した新しい制度の導入により、森林所有者自身に新たな経済的なインセンティブを付与することで、環境への貢献や森林の明日に夢が持て、森林所有者が自ら自発的に管理に踏み出し、それを支える国民的な森づくりに、環境先進県愛知の新税制を期待したい。 地球温暖化防止、森林・山村の再生、都市と山村のバランスが循環型社会への21世紀の途。 森林・竹林の荒廃は目に余る状態である。岡崎市北部地区では、松くい虫被害後、松林は一変して、喬木、灌木が繁茂して経済価値が激減している。このような状況の中で、「森林」「里山林」「都市の緑」をバランス良く整備、保全しようとする施策には大賛成である。 奥地林の整備、主要道路沿い等の森林整備、森づくり担い手対策事業、県民参加型里山林再生事業、里山林防災機能向上事業等に賛成。 地球温暖化を緩和するためには、二酸化炭素を酸素に変えてくれる樹木を育てることが大切だと思う。特に、幹などに二酸化炭素を蓄え木材として多く使われているスギやヒノキは、とても温暖化防止に効果的だと思うし、また、スギやヒノキは成長が早いとも言われている。森林の手入れには長い期間や手間がかかり、その間の費用が大変かかるので、山主だけでなく、多くの人の協力で山の管理の手助けをしていく必要がある。そこで、スギやヒノキの森林を県が管理し、県民が家計に影響がない範囲で、山の管理のための費用を協力することが必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> 報告書は、森林の多様な機能と多様な価値を踏まえつつ、環境という公共的側面において危機的状況にあり喫緊の課題としているが、なぜこのような現状になったのかという記述に乏しい。森林・緑の荒廃は、人の動き(人の都合)に関連していることは明確である。したがって、このことへの言及なくして根本的な解決はあり得ない。 対象が「森林」「里山林」「都市の緑」とされている。これは人の動き(人の都合)を歴史的に分析していけば、同じように扱うことでないことがわかるはず。「里山林」のところで述べられている「状況によっては公有林化による保全を図っていく必要」は「森林」にもある。むしろ、「森林」の方が、その必要性が高いと思われる。にもかかわらず、『報告書』は「森林」については「森林所有者との協議締結などの措置を講ずるべき」としている。不在村地主問題を含めた放置林の現状に眼を向けた方がよいのではないか。この国における「所有権絶対の原則」が森林整備の障害の大きな原因のひとつになっている。これに対する切り込みなしに、森林の健全化はできない。 3兆8千億円もの多額の財政赤字を抱える愛知県は、新たな税の新設により大切なお金を託す相手としては、適格な存在なのか。愛知県が税金で徴収したものを、地域ボランティアを抱えるNPOに分配するという報告書の方式では、俗に言うピンハネが横行して、不正の温床になるのではないかと心配。減税による民間活力の温存、または増進のほうを報告書で謳う「やろうとしていること」に対して、より大きな成果が期待できるのではないか。 報告書のそもそもの問題点として、「緑の…」はお上の仕事で税ありきから出発しているところが挙げられる。過去の失敗に学ぶならば、いったん自治体が税金として県民から吸い上げて、地域の森林ボランティアを抱えるNPOに分配するやり方ではなく、直接現場に資金が回る仕組みを作るべき。 県独自のシステムで、この吸収量(生長分)を算定してクレジットを発行(追加的な促進補助金の付与等も含み)、現森林諸法・現施策を活用し、森林所有者・事業者を経済的なインセンティブを措置するとともに、当面は県独自でクレジットの買い取り保障機構(CO2削減困難な電力等と連携)を措置、将来的には環境取引に移行できる愛知県独自の「カーボンオフセットシステム」の構築が、ポスト愛知万博に相応しく、最も効果的な新税であると思う。成長量の算定、対象森林の特定等難問山積であろうが、既に国・研究機関は、GPSやGISを活用した相当の技術を有していると思われるし、不可能を可能にするのが万博の理念では。場合によっては、特区の指定、市町村レベルの試行、中間法人等の試行も検討の余地あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として参考にさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> 愛知県の森林や緑の保全のために、資金・人材を投入することが必要であるということは、理解出来る。しかし、全国の森林や緑が衰退してきた原因は、木材の自由化、森林を壊す大型土木事業、山村の過疎化などである。先ずは旧来の森林・林業軽視の政策を根本から改める政策転換が必要。旧来型の政策を改めないなら、小手先の一時的場当たり的で非効率な財政負担になるのは目に見えている。 林業採算性の悪化の原因に、林道、作業路開設の遅れがある。 山村地域は過疎化が進み、若者は都市へと流失し、高齢化率も45%に達し、山の荒廃は進んでいる。森林のもつ 	<ul style="list-style-type: none"> 森林・林業に関する政策としては、森林・林業基本法の基本理念である森林の多面的機能の発揮とそれに大きな役割を果たす林業の健全な発展に向け、国や市町村と連携しながら様々な施策を進めているところです。しかし、地理的条件等から、現行の施策では整備が進まない森林もあることから、県内の森林全体を健全な状態で維持していくためには、行政主体による新たな施策を講じていく必要があると考えています。

<p>公益的機能である、国土の保全、水源涵養、CO2削減、地球温暖化防止等の十分な働きをするには、人工林の間伐、枝打等の十分な管理が不可欠。森と緑を支えるためにも、県民共有の財産として明確に位置づけ、県民が広く負担する税制度を導入し、森林の健全化を図ることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林で作業する人材の育成もするべきである。特に若者が森林を生活の場とできるような環境を整えば、山村の奥地でも暮らすことができ、山村に暮らすことが、森林を継続的に手入れすることにつながり、税金ばかりに頼ることなく、手入れが維持されることになるのではないか。 この税の徴収額はかなりの規模になると思うが、その税の用途については十分に検討してほしい。三河山間部の森林保全は確かに重要ですが、ただでさえ過疎化が進んでいる地域で、この税を使って間伐等の事業を行ってくれる人材が実際にいるのか。人材や体制がその地域で手当てできないのなら、たとえば「森林十字軍」のような、都市部からの人材投入も検討してほしい。それが、都市部の人に緑の大切さを知らせる啓蒙策にもつながると思う。 	<p>なお、新たな施策としては、直接的な間伐などの事業に加え、それに必要な担い手の確保や作業道の整備などについても検討していく必要があると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 過去の失敗の検証が不十分である。①伐採が困難な山のでっぺんまで常緑針葉樹林を植えたり、密植になってしまった原因②日本の杉桧がどうしてこんなに商品価値が低いのか③低価格で、自給するだけの木材資源に恵まれた日本が、消費量の実に81%も輸入材に頼らねばならない原因④建築職人が減っている原因など。 昨今の林業経営に最も欠けていることは、山林経営が赤字経営であること。材価格と比較して、出材費、運搬費、手数料等が大幅に上昇し、僅かな収入しか得られないため、山林経営者は意欲を失い、やる気をなくしている。これを活性化するには、諸経費の負担を軽減することが必要。この諸経費に対して補助金を交付し、収入の向上を図るよう改善することを強く要望。 農林業は国策によって大きく影響を受ける。間伐をはじめとして森林の手入れ不足は外国材の輸入や企業重視の政策の影にあり、間伐材どころか主伐材の不採算も心配している。その為、若者の流出が続き、過疎高齢化が進み、集落の維持さえ難しい。そうした中、県民こぞって森と緑づくりの施策に取り組みれることに賛成し、大きな期待をする。企業の世界的な躍進は、農山林の純朴の労働によるところ大であり、企業より寄附を願うこと良策と思う。国づくり大計を以って、若者が農林に希望を持って定着できる政策を熱望。 現在の木材価に成った事実を、考えて見る事が必要である。外国産材の輸入によること明白である。輸入を少なくすることが必要。輸入が減れば材価は必ず上昇し、採算性が生じて来ると思える。金銭を出しても一時的なもので、長期的なことにならない。政策の変更が何より必要。 既存の施策の推進が必要であるが、新しい施策の展開も必要である。林業採算性の悪さが間伐等の手入れ不足を招いている。間伐材の用途拡大の研究等も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国では、戦後の荒廃した国土の復興と急増する木材需要に応えるため、成長が早く利用価値の高い針葉樹の積極的な植林が進められました。優良な木材を生産するためには、通常、最初に高い密度で植栽し、成長に合わせて徐々に間伐していきませんが、木材価格の下落や賃金等の上昇により、林業の採算性が悪化したため、間伐がされずに過密になった人工林が増えています。また、日本のスギやヒノキは、建築用材としては日本の風土に合った優れた材料ですが、プレハブ住宅やツーバイフォー住宅の増加など建築様式が変化する中で、外材に比べて、需要に応じた品質、量を安定的に供給することが難しいことなどから、利用が減少しています。このため、県としましては、県民の皆様にも県産材を積極的に利用していただけるよう、県産材の利用促進に向けた取組みである「あいち木づかいプラン」を策定し、実行するなど、県産材の安定的な供給と利用の促進に向けた取組みを進めているところです。
<ul style="list-style-type: none"> 奥地や採算性が悪く林業活動では整備が困難な森林とは、具体的にはどのような森林なのか。採算性による区分では、間伐を必要とする人工林の対策は十分でないと思われる。既存の造林事業との事業仕分けや、施業の手法などルールを明確にしないと、地域間または山林所有者間において、不均衡な取扱いが生じることが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書で例示されている奥地等の採算性が悪く林業活動では整備が困難な森林とは、例えば林道からの距離や地形的な条件等により作業性が悪く、コストが余計にかかり採算性が悪くなってしまいうために放置されがちな森林が想定されます。仮に、こうした森林を整備するための新たな施策を講じる場合には、既存の造林補助事業等との区分を明確にしていく必要があると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 山間部の森林は林業の低迷や人口減等により、荒廃をしている。山林を所有しているが、日常の仕事や雑事に追われ、気がつけば何年も顧みない状況である。緑や山林の果たす役割について、理解をしていますが、現実の行動に結びつかないのが現状。それは、財産価値としての低下が無意識に働いていると思う。この状況を打開するには、木材の需要が回復しない限り望めない。「県民共有の財産や温暖化防止のための地球の財産として、支える仕組みの構築」は、必要不可欠なことである。また、そのための安定財源を確保する方策として、県民税として広く薄く負担を求めることにも異論はないが、都市部と山間地の対象面積や人口の差、施策の方法等々により様々な問題が予測されるので、県民の合意を始め、検討、審議、配慮をお願いしたい。趣旨に大賛成。 町村林や地域の共有林から優先して、混交林化を進める。山林所有者の申請を受け付け、個人資産の形成にならないようにし、一定期間は皆伐をしないよう義務付けが必要。第三機関が用途をチェックし、達成状況と会計を公表することも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を参考とし、施策を検討してまいります。

- ・森づくりに関して、三重県、岐阜県、長野県、静岡県など愛知県の周りの県は全て「森林保全に関する条例」や「森づくりのビジョン」を定め、どのような方針で森づくりを進めようとしているかを明確にしている。愛知県だけがない。ある県では新税の規定を森林条例の中に設け、ビジョンと用途を明確にしている。特に今回の報告書で示された新税の用途としての施策は、奥山の針広混交林化や公道沿いの間伐など、森づくり全体からみれば“部分”にすぎない事項で、愛知県の森づくり全体のビジョンが全く見えない。ビジョンを示さない増税は理解が得られない。「一般財源ではここまでやる。それでも解決しないからこの部分の施策にどうしても増税をお願いします。メリットは〇〇です」というような説明がなされなければ納税者である県民は納得しないのでは。
- ・この制度への理解は、市街地に住む人たちへの理解が最大の課題であることは容易に判断できる。しかし、HPなどの説明では、山間部のためという誤った印象を市街地に住む人たちに与えてしまうのではないか。もっと、市街地に住む人たちへ「森林の再生」が如何に自分たちに必要であるかを分かりやすく、具体的な例をあげて紹介する工夫をお願いしたい。
- ・近年気候変動による集中豪雨の発生頻度が高まるにつれ、人工林地域の土砂崩落とその被害が目立つようになってきたが、手入れ不足による林床での植生の貧困だけが原因なのか疑問。一斉林の物理的単純な構造が、その一定面積（斜面における）林分での木の生長による総重量の増大が斜面における土砂崩落をさせやすくしているとも考えられる。したがって、人工林地域の土砂崩落の原因究明と、集落に隣接した急斜面の成長した一斉林の管理の方法に、新たな施策を行うのかどうか研究すべきである。そのような場所では、スギ・ヒノキの密度を低くし、自然林の低木・亜高木（中木）を多くすることが必要とも考えられる。
- ・針葉樹林・広葉樹林の適地適量の計画の策定が必要。
- ・広葉林の造成、施業の長期的な措置を提唱する。杉、桧の間伐等一辺倒の感があったが、今世紀は食育時代であるので、雑木・竹林の改良、植栽の展開、モデル株の造成を並行に実施すべき。
- ・間伐よりも、花粉症対策として、杉の全伐採とそれに代わる落葉樹の再生が急務。
- ・森林整備においては、奥地だけが間伐が遅れているわけではなく全体に遅れていると思うので、奥地に限定することなく全体的に進めるべき。

・報告書では名古屋市民が三河の山間部の人工林管理のために税を負担する根拠を『森や緑の公益的機能の受益は一部の地域のみ限定される性質のものではない』と論じているが、私はこの見解に賛成。しかし、それならば、我々愛知県民は日本人として、広く日本全体の森林の現状についても、一定の責任を負う義務があると思う。その場合、必要とされる資金の総額と、それに対する愛知県民の負担が概略どの程度になるかを検討する必要があると思うが如何か。報告書作成者並びに県知事、県関係者の意見をお聞きしたい。愛・地球博には全国から人々が来場したことを忘れないで欲しい。モリゾー、キッコロは決して愛知県の森の中だけにいるのではない。愛知県のことのみを考えるのであれば『愛・地球博』の名が泣くではないか。県当局の見解を聞きたい。

- ・報告書によると、放置された森林の再生を持って、公益的機能発揮を目的としているとされているが、経済林としての社会的見地からの森作りでない限り、山間地に住む者としては、今回の税制の取り上げ方では納得出来ない。
- ・最大の問題は林業経営である。農業・水産業は、現在自給できるだけの資源がないが、林業だけは自給が可能な資源に恵まれた産業である。産業の活性化によって達成できることのほうがより多くあるように思うし、愛知の基幹産業である車両運搬具製造販売が直接税金で支えられていないことを見てもその方向性の誤りは明らかである。
- ・山間地域に居住する者として、「放置された森林の再生」に県民税の超過課税収入が使われることには、賛成である。気がかりなのは、間伐が必要な森林72千haのうち、現状の施策で行う部分を除いた[新たな施策]で整備する森林面積を15千haとしているが、本当に現状の制度事業で57千haに対し必要な整備が行うことができるのか疑問。実際に山に入っていくと、間伐の遅れから病んだ山林が非常に多いという現実がある。異常気象が頻発しており、集中豪雨などによる山崩れ・土砂災害が非常に心配。これまで行ってきた制度事業との矛盾しない棲み分けということからの消去法により対象面積を導いているような感じがする。いずれにしろ間伐が必要な森林に対する間伐が遅れて高齢級の森林が増えている実情に対し、少しでも早目な間伐対策が行われるようにするため、毎年度あたりの確実な間伐面積の消化を強力に推進することを願う。

- ・本県では、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を制定するとともに、その実行計画である「食と緑の基本計画」を策定し、森林の整備や林業の振興に関する各種の取り組みを進めているところです。なお、本県の森づくりについては、社会・経済情勢の変化や森林に対するニーズの多様化、さらには人工林の割合が高く、その資源も充実しているという本県の森林の特徴を踏まえたうえで、森林の所在する場所や利用の仕方に応じた様々な形態の森林の整備を進め、全体として多面的機能をより強く発揮できるように長期的な視点で森林づくりを進めていくことが必要であると考えています。こうした点を踏まえて、目指す森林の姿を、大きく「①積極的な林業活動が行われている森林」、「②自然の力を活かして育まれている森林」、「③身近な里山林として活用されている森林」の3つに分けて、それぞれに応じた施策を展開しています。また、新しい政策の指針にも、重要課題の一つとして間伐の推進等への取り組みを掲げています。こうした県の考え方をより多くの方々に周知し、ご理解いただくために、森林の重要性や現状についてなお一層のPRに努めてまいります。

・森林の整備は、地球温暖化防止のように国レベルの大きな枠組みの中で考えていくと同時に、地域ごとの自然的、社会的条件等に応じた整備を進めるために地域が主体的に取り組んでいくことも必要です。このため、県としては、県民生活により身近な県内の森林の整備を進めるための具体的な仕組みづくりに取り組んでいかなければならないと考えています。

・森と緑づくりの税制検討会議では、林業活動による整備が期待される森林、すなわち木材生産等を目的とした経済林として維持していく森林については、既存施策をより積極的に展開し、林業活動の中で間伐を推進することが必要としています。県としましても、こうした森林の整備を進めるために、低コスト林業の推進や林道等の整備、県産材の利用促進等、林業の活性化に向けた施策の一層の推進に努めてまいります。なお、市町村や関係者と一体となって森林整備の推進に努め、現行施策により、15年間で57千haの間伐を実施するよう努めてまいりたいと考えています。

<ul style="list-style-type: none"> ・全額公費による森林の整備が必要とされているが、これは「個人財産である人工林の整備を全額税金で行う」ということである。間伐遅れの人工林は、採算が合わないなどの理由があるにせよ、所有者が個人財産の管理を怠った結果であり、その解決に税金を投入することは「泥棒に追い銭」である。また間伐しても残った木は個人の所有のまま成長を続けることから、結果として個人財産の増大を税金で行うことになる。これでは納税者は理解できない。個人財産の管理は個人の責任で行うことが基本である。税金を投入する以上は、なぜ投入が必要なのかの理屈を納税者に明確に説明するとともに、森林所有者の責任を明確にし、併せて私権の制限や将来の利益の還元策などを制度化すべきではないか。また、北海道のように、税金の投入による公益的機能の向上に対する評価を明示すべきではないか。このような観点の記述が報告書にないことが問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林は個人財産であっても、水源のかん養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止等の公益的機能の恩恵を県民全体が享受しているという点においては、公共財産である一面も持っています。このため、地理的な条件などにより、林業としての採算性が悪いことなどにより手入れ不足となった森林が増加し、その公益的機能の低下が危惧されている今、森と緑の重要性を再認識し、県民全体で支える仕組みづくりに取り組んでいくことが必要と考えています。なお、公的に整備をする場合は一定期間の皆伐や転用を防止し、健全な森林として保全されるよう、森林所有者との協定締結などの措置も必要と考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・奥山の急峻、瘦地、不適正の人工林は、現今、林家がほとんど放棄し間伐が出来ていない。早急に対処しないと大崩落災害発生が迫っている。間伐目的税として、一定期間課税し、財源の安定的確保を計るべき。公税を個人財産に投入するのであるから、山林所有に責任感を持つよう、啓発することも必要。 ・間伐する場所の確定はどうするのか。多くの民有林はその地籍図すらあいまいであるという。間伐の対象となる地域の選択の具体的な方法を明記してほしい。 ・対象地は民有林なので、全額公費負担といえども所有者の承諾が必要であるが、対象地城すべての所有者に事業の内容や制度を説明し、理解してもらうには多大な労力が必要と思われる。その部分を担う人と費用が不足している。 ・事業実施には所有界の確定が不可欠であるのに、現時点で不明確な部分が多く、多大な時間と労力を要する。 ・公益的機能発揮のための森林整備の促進について何を基準に奥地林と定義づけるのが難しい。針広混交林に誘導するのに、地権者の賛同は得にくい。1筆当りの所有面積の小さい所有者を集めるのは難しい。事業内容は理解出来るが、施業に結びつけるまでの工程を誰が行うのか。その費用の積算は誰が作り実行するのか。森づくり担い手対策事業→持続可能な担い手の生活保障は誰が責任を持つのか。 ・今一番森林整備の遅れているのは、木材価格の採算性もさる事ながら、境界の確定がまず大切。地積調査を計画的にかなりの資金を投入する事が大切。 ・不在村者が所有する森林は、所有者自身、境界がわからないことや所有する森林がどこにあるかわからないこともあると聞いている。境界の確定測量を進めてはどうか。また、林道、作業道などの道の整備も進めないと間伐は進まないと思う。道ができたあとの維持管理もするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地の設定や境界の確定にあたっては、所有者の協力が必要であるとともに、市町村や地元関係者とも十分に連携して取り組んでいくことが必要であると考えています。具体的には、行政資料である森林簿等の既存資料を活用し、現地調査や関係者との調整を行いながら事業対象地を設定していくことになると考えています。なお、不在村森林所有者の森林に対する意識を高め、森林整備への参加を促すためのPR等にも取り組んでいるところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・間伐の必要性、重要性は充分認めるが、間伐により発生した材の再利用は如何考えているのか。材として利用できるものは別として、大部分は現地に切り捨て放置されるのか。ならば、まさに『もったいない』話しであり、世に言う『CO2削減効果』は無に帰する。昨今流行のバイオマスのエネルギー利用の観点から間伐材を燃料として利用する方法を検討されてはどうか。間伐材を燃料用に利用し、その分石油の使用を抑制して初めて地球温暖化抑制に貢献できると考えるが如何。中部電力では火力発電所の燃料に使うための木材(石炭と混燃するため)を海外から輸入するそうだ。間伐材を発電用燃料に利用するために発生材の安定供給と価格に問題があるならば、そうした点の解消にこそ税を投入すべきではないか。県行政の範囲内だけではなく他団体、他組織との連携も視野に入れ、より合理的な施策の策定と費用の算出が必要と考えるが、報告書作成者と県当局の考えを聞きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスをエネルギーとして利用することで、石油などの化石燃料の消費を減らす効果が期待されますが、森林整備により発生する木材のうちバイオマスとして利用可能な量の把握や費用、効果等の面での十分な調査、検討が必要と考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県は一方で、県有林の開発を積極的に進めている。瀬戸市では、住宅に隣接することから、住民が土砂災害のおそれや貴重な自然環境の喪失等を問題に粘り強い反対の意思表示を続けているにもかかわらず、良質な資源が乏しいとされているはずの県有林での鉱山開発を容認している。それにより、近隣では、短時間強雨により小規模河川があふれる寸前に至る事態が発生したりするなど既に影響も見られる。また、民間の森林開発にも非常に甘い。県のアセス条例をみても、土砂や鉱物の採掘では適用規模が75ヘクタール以上と大規模すぎて適用事例はなく、県議会で質問されても今後も規模を見直すことはないという姿勢であり、全く機能させようという意欲がなく、森林の公益的多面的機能を保全しようとする積極的な意思はみられない。真剣に森林保全を喫緊の課題と捉えるのであれば、あらゆる面からの制度、施策の見直し、充実をはからなければならないところ、そのような抜本的・全面的な見直し、取り組みはなされず、県内奥山の森林の荒廃への対処を主軸にししながら、都市部住民に目の見える形 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県のアセス条例の面開発事業の対象規模は、アセス法において手続が必要かどうか個別に判断することとなっている第二種事業の規模の最下限値である「事業実施区域の面積が75ha以上」としております。このうち、鉱物の掘採又は土石の採取の事業については、さらに「土地改変区域の面積が37.5ha以上」という要件を設け、対象の範囲を広げております。

での施策もなければ理解を得られにくいと考えたのか、都市における緑化をも新税の対象事業に含める今回の提案は、あまりにも安易で浅はかなものとの印象。

- 是非実現したいもの。大いに賛成。植林はしたが林道がない為、奥山は放置の状態。間伐枝打の遅れは、水源の用をなしえない。
- 賛同出来ないものではないと思う。森林の場合、間伐等の手入れが遅れている事は事実。今後、事業内容、負担額など公表されればさらに理解出来る事と思う。広葉樹の割合が増す事で水源林としての機能が高まると思う。
- 地球温暖等、色々の面で森林整備が騒がれているし、又必要であると思う。森林整備は林道を含めて必要。
- 材の安定供給の為に、林地の集団管理、特に管理能力のない不在林者、放棄者の山林を委託することが必要。
- 間伐事業などの施行主体は、森林組合であり、急に事業量を増加させることは困難が伴うので、事前に具体的な協議が必要。
- 間伐等の事業は、所有者に話し、説得する過程が不可欠である。どのようにすれば効果的に事業が行えるか、実態に即した仕組みの検討が必要。
- 竹が造林地に侵入している状況は、森林経営や、景観上弊害がある。伐採、整備に対して100%の助成が必要。
- 植林に対する補助が少なく植林する人が少ない。雑木林が多く見られる。植林しても手入れ不足で、雑木に負けている山林が多い。
- 森林は、いずれは伐採し植栽しなければならない。二酸化炭素の吸収対策から考えても、早く育つ針葉樹を再度植林していくことや、基盤となる作業道の整備が必要。環境問題が顕在化する中、森林に対しては投資を拡充すべきであるので、良い制度を作り、森林が継続的に管理されることを期待。
- 山村は疲弊している。愛知県内には地方交付税不交付団体と三河山間町村の両極端の自治体に分かれている。今から対策の目を出していかなければ、手遅れになる。
- 森林整備のための施策を行う際には、基礎的自治体である市町村の役割が重要である。森林環境税を導入するのであれば、県が推し進める森林事業において、市町村はどのような役割を果たすのか、また税源の移譲をどの程度行うのかということを明確に示すことが施策の立体化という観点で必要。
- 愛知県でも森林環境税の導入を考えておられるようで、うれしい限り。しかし、集めた税金の使い方がいささか、心配。都市緑化はもう十分。それより、人工林の間伐。間伐手遅れ&所有者やる気無しの林をその税金で買い上げて、公有林として管理してはどうか。斬新な考え方に期待。
- 手入れ不足又は管理不足の山林の更生は、所有者の理解を得て、森林組合又は事業林業作業員を養成して、その方に作業をしてもらっていく方法があると思う。それに対して、国・県が助成していくことが必要。
- 林業教育の薦め（小学校から）、林業行政の充実（林務関係の職員等の増員）が必要。

- ご意見を参考とし、施策を検討してまいります。

- 里山モデル林と公益的機能の科学的関連が言及されていない。枯損木は生態系の一員であり、公益的機能を低下させるとは思われぬどころか必要である。林床をさっぱりさせ、土壌をやせさせ、乾燥化させ、土壌生物や微生物に影響を与えることのほうが公益的機能を低下させるのではないか。また、里山の姿は、その地域・条件により形態が異なるので、一様なモデル林を作ることは意味がない。よって、公益的機能、生物多様性を劣化させる可能性のある「里山モデル林」は止めて里山の管理がどのように公益的機能に影響を与えるのか、科学的データを集めるための実験林にとどめるべき。照葉樹林は国土の1%を割り（参照：第4回録の国勢調査）その減少は深刻である。その危機について、現状課題として問題提起をすべき。また、気候変動による生態系への影響があるが、その現状把握と未来予測、ならびに対応の検討ができるようにすべき。
- 地域提案型モデル林の整備はやめるべき。提案型モデル林に替え、整備のあり方とその影響のモニタリング・科学的データをとる目的、ならびに気候変動による生態系への変化と対応の検討を行う「調査林」を、潜在植生・各種条件の違いにより、それぞれ数箇所程度作るべき。
- 里山再生林は、竹林対策および貴重種などの存続のための対策程度にとどめるべき。地域提案型モデル林の整備に替えて、里山再生のための施策費を貴重種保全・竹林対策費のみに減額するべき。
- 新税の用途について、奥山林、里山林、都市緑化の3つに分けている。愛知県の特性上、名古屋市を含む尾張部の

- 里山林への想いは多種多様であり、地域の関係者の意向や現地調査等を踏まえ、各地域の里山林の特性に応じたモデル的な整備を進めることは必要であると考えています。また、里山林の再生については、森林へ侵入している竹林対策も含めて、新たな施策が必要と考えております。ただし、すべての里山林を整備するのではなく、自然の遷移に任せる森林は、任せていくべきと考えます。

<p>水源地が他県であり、新税の使途が県内の森林整備だけでは理解が得られにくいことは理解できるが、里山林整備や都市緑化について新税がどうしても必要であるという理由が報告書からはあまり見えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 報告書に里山林の整備が必要であるように書かれているが、薪炭林として使ってきた時代のような里山の整備は“植物の遷移を人為的に止める行為”でありこの行為に税金を注ぎ込みだしたら永久に注ぎ込まなければ維持できなくなる。人間生活において利用価値のなくなった森は植物の遷移に任せることが自然であり、けっして公益的機能は低下しない。新税を投入してまで整備する意味は薄い。もし整備するとすれば、海上の森や昭和の森のように、一般県民の利用を前提に、公共施設として場所と区域を限定して行うべきで、このためだったら増税までしなくても可能ではないか。 • 里山に放置状態となっている松くい虫被害木が立枯れとなって放置されており、入山する者にとって非常に危険である。せめて、公有林の整備が必要。美しい森を作る対策を！！ 	
<ul style="list-style-type: none"> • 都市部の緑化についても対象という検討がなされているが、都市部の緑化は市町村に委ねるべきであり、県が介入する事業ではない。支援という形は十分に考えられるが、それは補助金という形以外で行うべき。 • 「森林」の問題に対して「里山林」「都市の緑化」の問題はある程度地域が限定されていて、そのような問題はまずそれぞれの市町がそれぞれの予算で解決すべきで、市町を差し置いて県が超過課税をしてまで取り組むことに対しては賛成しかねる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 都市の緑のもつ公益的機能の効果は、ある程度地域的な性格はありますが、ひとつの市町村の範囲に限定されるものではなく、都市地域の市町村を越えた広い範囲に及ぶものと考えられますので、広域的に行う必要があると考えています。また、都市緑化に対する市町村の取組みは、厳しい財政状況の中、市町村間でバラつきがあることから、県全体の緑の底上げのためには、県が広域的な観点から取り組む必要があるものと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> • 都市緑化に関しては、緑の羽根のみならず、国土交通省所管の制度や事業でも手法は用意されており、この上に新たな財源を求めても「どこに使おう（植えよう）」ということになりかねないのではないかと。現に、報告書の“資一35”の図は、国土交通省公園緑地課が監修した「新しい都市緑地法・都市公園法の概要」のパンフと酷似しており、新税との違いが明確ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本県では、既存の制度により公園緑地等の整備を進めていますが、都市部では依然として特に民有地の緑が減少しており、ヒートアイランド現象や地球温暖化等、都市環境の悪化が著しくなっていると認識しています。このため、既存の制度による都市緑化を進める一方で、今までの制度では手の届かなかった、民有地の積極的な緑化推進として、屋上緑化や敷地緑化などの新しい施策を早急に実施していく必要があると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> • CO₂の吸収源対策とともに排出源対策ともなる都市部緑化の対策は有効であると思う。中でも都市部で重要なのは「樹木」だと思う。芝生を数十㎡植えるよりは、高木1本を大きく育てたほうが環境改善機能は高いと思う。その意味から、都市部に残る樹林地の保全は非常に重要でこの面で有用であり、また、都市部での民有地緑化の推進についても、単に緑化面積が大きい所に助成するのではなく、質が高く環境改善機能が十分に発揮されるような優良な緑化に対して大きく支援していく、といった方策が必要と思う。 • この4～5年で、市内のはずれで何も無い、はるか向こうを見渡せるところに、アッという間に家が建ち、森も林も自然の緑がなくなっている。緑たちは切りひらかれ、美しいマンションやショッピングセンターなどに生まれかわって本当にかかりすぎる。温暖化は自動車や冷暖房の普及よりも、このような豊かだった緑を壊していった事が一つの原因だと思い、とてもこわくなって悲しく思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 都市の緑の中でも、樹林地が、環境改善や景観形成、また防災上も重要であると認識しており、新たな施策では、こうした樹林地を保全、創出していくべきであると考えております。また、民有地緑化についても、樹木を植えるような、環境改善に資する質の高いものを支援すべきと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> • 市街地の緑が少ない状況は寂しい限り。愛知万博でもバイオラングが紹介され、建物が緑で覆われている景色をみると自然に心が和む。市街地では緑化のスペースも少ないので、建物緑化等に対する補助・支援策があってもよいのではないかと。今のところ、建物緑化等はあまり普及していないのではないかと。もっと、県や市町村などの公共施設に、率先して導入し、PRするべきではないかと。 • 「里山林」といっても間伐は進んでいないと思うので、ぜひ進めるべき。「都市の緑」で、まずは県庁周辺の建物の屋上緑化をして見本となるようにしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 建物緑化の実例として、愛知県体育館や名古屋市千種文化小劇場などにおいて壁面緑化が実施されています。
<ul style="list-style-type: none"> • 報告書では所謂「森林」と「公園緑地」のことが併記してあるが、公園緑地のことは市町村に任せ、原則として森林のために資金を集中投資すべきと思う。先の県知事選挙の得票結果から中山間地に重点投資すればマスコミが批判するかも知れぬが、森林管理はもはや待ったなしであり、行政としての最大課題になりつつある。急峻な日本の 	<ul style="list-style-type: none"> • ご意見として参考にさせていただきます。

<p>国土での森林管理は人力に頼る作業が多いことを考えれば、雇用促進効果の最も高い事業でもある。中途半端に目的を拡散せず、集中投資されることが重要と考える。新税の目的を地域振興と地域での雇用の創出に絞るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山林の公有化は整備とは別のもの。そこに緑があることが重要であるならば、整備はともかく、公有化には意味がある。ただし、公有化以外の確保方法（例：都市緑地法）もあり、特別な税金が一部の地主の所得に変わることは十分な議論が必要。 	
<p>5 上記以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林労働従事者の実情が減少傾向にあり、担い手対策とのジレンマがあることは十分認識しているが、これまでのように森林組合が施業の主体であることを見直し、土建業など他産業からの参入がしやすい環境づくりに一石を投じる愛知県版の施策が必要。これからの山林労務では、かなりの作業に大型機械による機動力が必要になると考えるが、土建業者にはそうした重機操作に対する熟練した技術・オペレータや作業機械をはじめとする機動力があるから、森林組合との補完関係を作っていただきたい。また、山林労働者対策として、外国人労働者の確保を実現することも真剣に検討する必要があると思う。「森林整備地域活動支援交付金制度」が創設されてからかなり年数が経過していると思うが、関係者の話を仄聞した限りでは、制度の目指すべき姿・目標の達成度に疑問符があるようだ。県としても「森と緑づくり」のための新制度導入に当たっては、新たな税負担を県民に求める以上、税の行方と新事業の実施状況の公開に併せて、既存の制度事業の達成度・事業実績も分かりやすいように示し、実際の憂慮すべき山林の状況が確実に改善される一歩とされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業については、既存事業も含め、毎年、その計画や評価を行い、公表することによって、県民の皆様の理解を得ていきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の具体化の際には、補助金とせず採択要件をクリアした事業主体には、所要額を全額交付（10/10）すべき。県民税均等割の超過課税という財源からしても、県が事業主体になる場合はもちろんのこと、市町村等事業主体の負担を強いるような制度としてはならない。 ・報告書にある事業を実施するにあたっては、森林所有者及び税負担をする県民の理解が必要。また、市町村においては、相当の事前準備と予算対応が必要となる。早期にその具体的な施策及び手法等を示し、事業実施に向けての調整が必要。 ・報告書に「市町村独自の施策と協調して行うことで、より多くの効果が期待できるため、施策の計画段階から市町村と十分連携していくことが必要である。」と書かれている。この制度が、県が県の予算で直接執行されるのであればよいが、「補助金」などの形で市町村に交付されるのであれば、早い段階からその使い方について協議され、市町村が使いやすい制度にされることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森や緑づくりを進めていくためには、補助制度などを利用して、効果的な施策の実行が必要と考えております。また、関係者の一体的な取り組みが必要であり、事業主体に過度な負担とならないような仕組みづくりが必要と考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・このままいくと、県民はある日突然「来年から〇〇円の増税になります」と知らされ、「そんなことは聞いていない」との反発を招くことが考えられる。このような反発が、新しい税制が実現できなくなるだけでなく、結果として森林の保全対策そのものが否定されることになる懸念があり、そうなっては非常に不幸な結果となる。 ・もっと早い段階から「森と緑のために、増税を考えています」とはっきり、正直にPRし、その内容についてもっと広範囲な意見を求めるべきではないか。先鞭をつけた高知県などの制定過程を見習うべきではないか。 ・実施に当たっては、用途を適正にかつ納税者にわかりやすい仕組みづくりに努めること。 ・税収が本当に自然再生のために使われるのか信用できない。 ・地球温暖化が進展する中、現存する緑を保全し、新たに緑を増やしていくことは重要なことだと考える。そのために使われる税の創設であれば抵抗感はありませんが、税の用途やその実績については、県民が納得できるよう十分に情報公開するとともにその効果についても毎年しっかり検証してほしいと思う。そうしたことを行った上で、税が有効に使われるのであれば、県民一人当りの負担額は1,000円でも重くはないと思う。 ・なにより用途チェックが必須条件（公園に箱物を造ったりする従来の発想はやめるべき）。 ・税の使い方についてはその用途を完全に透明化すべきである。日本有数の情報非公開県である愛知県の現状を考えると暗澹たる思いがする。緑資源機構の天下りや談合問題等悪い話は数多くある。税の用途は県議会を通して行うだけではなく、NPO、市民オンブズマン等に直接完全に公開すべきと考える。 ・導入時期を明確にしていないので、今後どのようなスケジュールで県からの説明や意見聴取が行われるかがわから 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討過程はもちろん、実施決定後においても十分に広報活動を行い、税負担を「突然」に求めることとならないよう努めてまいります。また、新たな税をご負担いただき、それを財源として新たな施策を実施することになれば、他の税収などと切り離して管理するなど、収支の透明性を確保するとともに、事業の実施状況についても有効性、効率性を常に検証していくことが必要であると考えています。

<p>ない。昨年からは定率減税の段階的廃止、老年者控除の見直しなど、国民に対する租税負担の増加路線を打ち出してきてきた。その中で、さらに県民税の超過課税となると、県民の重税感が高まる一方である。したがって、超過課税の必要性についての説明責任をしっかりと果たす必要がある。具体的には、タウンミーティングの開催など県民への周知と理解を十分にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基本的には賛成。事業実施においては、県が税として徴収するのですから、県が事業主体となって責任をもって進めるべき。また、十分なPRが必要。 • 報告書及び施策等よく検討されており、早急な実施が望まれるが、財源も含め地域住民の理解を得る為、市町村等をつうじた周知徹底がより必要。 • 今回の増税案は目的税として検討されているように思われるが、新たな税収を具体的に何に使うのか明らかとなっていないのではないかと、疑念が残る。具体的な事務事業の内容を明らかにして欲しい。使途が不明確では安易な増税案といわざるを得ない。 • この税金の論議は具体性に欠けている。目標とすべき政策があり、その手段として新しい税金が必要なのかどうかを広く県民に問いかける必要がある。従って、現状ではこの税金の導入には反対。 	
<ul style="list-style-type: none"> • 温暖化など環境に全く関心のない人が多すぎる。ゴミを道端に捨てたり、夏は部屋を寒いくらい冷やす人、温暖化の話など知らない人がとても多い。もっと今置かれている状況を分かってもらわないといけないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本県では、「あいち地球温暖化防止戦略」（平成17年策定）に基づき、県民、事業者、行政などさまざまな主体の連携・協働による温暖化対策を実施しています。また、国に先駆けて夏の軽装、ノーネクタイのキャンペーンを実施しているほか、今年度から、家庭生活における温暖化の取組を一層促進するため、「あいちエコチャレンジ21」を統一標語に、県民の皆様一人ひとりにエコライフの実践を呼びかける県民運動を実施していきます。
<ul style="list-style-type: none"> • 森林保全については、行政、県民、企業などの関係者における分担の議論があり、その上で行政がどのように関わるのかをまず議論すべきである。その手法としては愛・地球博で実験されたEXPOエコマネーなどを愛知県版にカスタマイズするなどが考えられる。現在、金山で展開されているものでは難しいが、愛・地球博で行われていた仕組みを援用すれば可能と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> • エコマネーは、家庭や地域における環境にやさしい行動を促進することを目的とするシステムです。一方で、森林の保全は、行政、県民、企業等のそれぞれの責任分担のもとで、近年低下が危惧されている森と緑の様々な公益的機能を回復するための取組みです。したがって、エコマネーの仕組みを森林保全に導入することには無理があると考えます。また、貯めたエコマネーを植樹事業に寄付する仕組みはありますが、植樹事業に対する寄付は大きな金額となっていないのが、現状であります。
<ul style="list-style-type: none"> • この税制については、早急に取り入れなければならないと考える。この制度の効果は何年か後に現れる。つまり、時が経てば経つほど私たち県民に不利益が出るからである。 • 数年前、豊川が集中豪雨により氾濫し、避難指示が出た。この河川は以前に改修が行われ、「過去に経験のない降雨以外は、まず大丈夫である。」という国の説明だった。そのため、住民も安心して生活してきたが、よくある集中豪雨程度で、堤防から氾濫しそうな洪水を見て自分たちの生命や財産の危機を感じた。これは、森林が担ってきた公益的機能の中でも、特に保水機能が大きく失われたことにあると思う。森林が健全な状態ではないことは、誰もが認識している事実。以前は、集中豪雨があっても、こんなに早く大量の水は下流にこなかった。 • 健全な「森林」を作るのに数十年という長い期間を要することから、この制度を早急に取り入れなければならないと手遅れになる。今まで、これを山間部に住む人たちだけに任せてきたため、その多大な負担の結果、森林の荒廃につながったものと思う。「森と緑づくりのための税制」は、林業の振興や荒廃した森林の再生という山間部の人たちのためのようなことを言う人が多いようだが、そうではないと思う。むしろ下流域に住む県民が安心して生活できるためにあると考えるべき。 • 地産地食を通して県民、市民に共有させる。措置を明確にしつつ、事業の推進をし、治山治水、生物多様性、四季の森の変化、景観の美しさ、安全食品の基本財産等、針葉樹に勝る利点を公開し県民的議論を行い、理解を求めることを要望。 • 環境先進県を言うなら、一時のイベントやボランティアのみに頼らず、毎日の生活が無理なく環境と共にある社会 	<ul style="list-style-type: none"> • ご意見を参考とし、施策を検討してまいります。

- システム、県外・世界がその道のプロを求めるような県を目指し、地道でも本格的な取り組みが必要。
- ・施策の内容を、もう少し具体的に開示しないと判断の仕様がでない。しかし、行政の立場から荒廃した山林から目を放さず、真正面から整理保全しようとする姿勢は高く評価する。
 - ・小中学校の木質化を進めることには賛成である。しかしながら、建築基準法や消防法などの規制から、建物の木質化にはかなりの制約がある。例えば、廊下に腰壁を作ろうとしても、建築基準法で規定されている廊下の幅を確保できなくなる場合がある。一方、学童机について、木製の製品を製造している業者が県内にあるだろうか。一部の業者が注文製造をしてはいるが、大量かつ安価にできる業者はいないと思う。結果として、県外での業者で製造することになる。そうなると、県内で集めた税金を県外に放出することになり、産業振興の面でも問題である。木質化は望ましいが、それを供給する体制がない状況では実現が難しい。使い方の検討はよいが、その実現体制も検討すべきで、その点が報告書に全く触れられていないことは残念であると思う。
 - ・緑に囲まれた耐用年数の長い住宅に、より多くの県民が住み続けられるようなわくわくするような自発的・自律的な新案を、民間の金融機関や保険会社を交えて作りこんでいく場をぜひとも設けてほしい。
 - ・他府県の事例に追随するなどいうお粗末で場当たりの姿勢ではなく、元気な!!愛知県としての明確な意思を示して欲しい。先の知事選挙で現神田知事を支持したのは農山村部の人達である。『石田氏だったら何とかしてくれたのでは』などと思われぬよう、確固とした理念を確立し、断固として実現、邁進されるよう強く期待したい。
 - ・残念ながら間伐等の適正な管理がされず、荒廃した人工林が増大していることは、県民の安全・安心な暮らしに大きな影響を与えていると思われる。本来個人の所有となっている森林は、所有者自らが適正な管理を行うことが当然であるが、それが出来なくなった現実を、所有者を始め国・県・市町村はまず反省すべき。その上で森林環境の整備に県民の総意として、新たな税及び施策を創設されることについては、その成果に大きな期待をする。
 - ・税の徴収コスト・分配コストを極力減じ、目的の使用額の増大を期待する。
 - ・美しい森づくりに取り組み、美しい心を持った人の住む山村地域として、存続したいものと思う。
 - ・都市の緑は、公共施設においては増えているようだが、全体としては減少している。私も喫緊の課題と考える。
 - ・森と緑の保全は、県民の生活環境を護るため、絶対必要な事である。
 - ・「山林」の問題に「人・もの・金」を集中的に投資し、早急に対応して欲しい。山間部の森林の荒廃は深刻かつ急を要する問題だと思う。山林の荒廃は単に森林環境問題だけでなく、山崩れなどの自然災害のように人命にかかわる防災上の問題や海の生態系に影響を与えるなど漁業や海の環境の問題も含んでいる。この問題は「人・もの・金」を集中的に投資するなど県民全体で考えていくべき問題だと思う。
 - ・世界的に認められ、推奨されている「宮脇方式」で、森林の再生を積極的に行なってほしい。「1メートルの幅があれば森作りは出来る」と宮脇先生はおっしゃっています。都市の中のわずかな空き地でも森作りは可能。
 - ・土地の気候風土に合わない表面的な緑化や花いっぱい運動で終わるような内容ではなく、その土地本来の木々による「本物の森」作りをしてほしい。そのような活動でしたら、税の導入も結構だと思う。
 - ・温暖化対策としてではなく、日本でただ一つの再生産可能な資源として考えてほしい。
 - ・近ごろ世界森林は減少している。国又は皆で育てていくべきと思う。目的税として実行してほしい。
 - ・愛知県が実施することについては、大賛成。この制度を起爆剤として、林業に明るさがでてくることを期待。
 - ・会社勤めをしているので、先祖から引き継いだ山の手入れは、とてもできない。今すぐ実行されることを期待。
 - ・道路端が暗くて、子どもが学校へ行くのを怖がっている。この制度により、地域が明るくなることを望む。
 - ・愛知県全体が明るくなるような気がする。とてもよいことだと思う。長く続けてほしい。
 - ・万博成功に続いて森林環境税の創設は、世の喝采を浴びることと思う。自信を持って早く実施していただきたい。
 - ・新税導入がやっと現実的になった。神田知事の英断を高く評価する。使い方が大切。
 - ・画期的な新税に全面的に賛同。愛知県がモデルになるような森と緑づくりをすることが重要。
 - ・特に奥三河山間地の森林とそこに暮らす人々を守る為、積極的に導入すべき。
 - ・県民が森林に関心を持って、森林整備を支援する環境づくりとしてよい機会になると思う。ぜひ良い制度の創出を期待する。
 - ・戦後の荒廃した山林は、行政指導による植林、所有者の熱心な植林、造林公社の設立、公有林の整備等により緑豊かな山林に生まれ変わったが、山は生きもの、育成には管理が必要。

- ・森林の公益面を重視し現状以上の管理をする為には、森と緑づくりのための税制の実現が必要。
- ・新税制度の検討は「遅きに失した」感は否めないが、「自然の恩恵」に報いる行動が生じた点は高く評価する。健全な国土（県土）基盤があって、真の発展がある。新税制度の早期実現と今後更なる拡充を大いに期待する。
- ・森と緑づくりのための税に賛成。
- ・経済だけで、山林経営できる時代ではない。だが、森林は日本の宝でも有る。資源としても、環境対策からも。
- ・国策で実行すべき。だが、財源が無い。皆で国民全体で実行するより他に無いのでは。ぜひ実施してほしい。
- ・大賛成であります。
- ・森林は木材の供給の他、国土の保全、災害防、水源涵養、CO2削減による地球温暖化防止、国民の保健給与等、公益的な機能は70兆円とも言われて久しい。然しながら、材価の長期に亘る低落と、不採算性と林業従事者の高齢化等で、人工林の枝打、間伐等の手入不足や放置林も年々増加し、多面的な機能が発揮されない森林が随所に見られる事は残念である。
- ・これからは、台風等で立木が根こそぎ流失する土砂災害や徳島県の長安口ダムを始め各地で渇水非常事態が発生している。こうした事も健全な森林が確保されていれば被害を最小限に食い止められる。
- ・検討を是非お願いしたい。ここ数年、鹿の被害が多く、森林や里山への被害は多大で計り知れない。
- ・愛知県が実施する新税であるので、愛知県主導で県下の森林、緑化の整備をしていただきたい。
- ・愛知万博が大成功をおさめ本県は環境先進県として、リーダー的位置にある。地球温暖化防止対策の一環として、森林整備、都市緑化は欠かせない。是非、一日も早く具体化して欲しい。
- ・全面的に賛成する。今、森林は魅力のないものになっている。山仕事をしても収入にはならない。売るにしても買い手がない。燃料にしても田舎でも木材を使わず油である。家の山林の木を建築材に使う人もない。こんな状態では山林は荒れ放題であり、将来はない。水資源の涵養環境の保全、温暖化の防止等を人間生活の原点に立って考え、PRもし、積極的に取り組まないと、森林を守る地域の核となる森林組合も崩壊してしまうと思う。税制の検討そして森と緑づくり一連の活動を期待。
- ・森林（緑）が地球環境に大きな役割を果たしている事、その重要性が唱えられている。これらの事から今回の検討会議報告に期待するところ大である。現在の林業経営は、林業白書に示されているようにスギを植林した造林の利回り・マイナス0.5%と表現されるとおり業として成り立っていない。森と緑づくりのため、新しい施策の展開を切望している森林地帯の住民として期待するところ大である。
- ・目的税としての税導入に賛成する。①特に水源涵養地林は、生活文化の向上等に伴う受容量の増大する（水）へ対応する整備が早急に必要②車社会への対応、道路沿い樹木の整備で事故軽減を計るべき。
- ・私は不在村所有者で、森林組合に管理を依頼し、間伐は不足ながらやっているが、更なる助成をお願いしたい。隣の山もその隣の山も手入れ不良で、入山するために歩道の整備だけでも大変。新たな税で進まない森林整理に「カツ」を入れてほしい。
- ・森と緑づくりのために、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。
- ・緑豊かな愛知を実現するためには、やはり公的資金の導入が必要である。
- ・地球温暖化防止の一環として、何か手を打つべきだと思う。そのための取組として、できるだけ早く実行すべきである。森と緑づくりは不可欠なため、具体化へ向けて進んで欲しい。
- ・地球温暖化は他人事ではいられない時期。地球規模での環境変化が身近な問題となっている現在、森林・林業の重要性、環境負荷の少ない生活、環境問題の重要性を再認識する上でも環境税の創設は是非必要。
- ・豊根村は93%が山で、杉、桧が植樹されている。材木の価格も低迷続きで、山への関心は薄らいでいる。この状況下では、とうてい豊かな森林は期待できない。森林の間伐への支援を強力に行っていただきたい。
- ・県土の約40%が森林地帯である。（国土の70%）そこに住む人は約1%の8万人であり票の重みから、政治力が弱い地域になってしまった。従って、森林の荒廃の現場をよく理解している政治家は皆無、この問題の原点である。森林環境税を英断を持って導入することが必要。
- ・名古屋市の緑地において、最近公園事業予定地の緑地指定地が開発され問題になっている。緑地の道路建設と併せ、緑地とその生態系、生物多様性を損ない、公益的機能・保険保養機能が損なわれることが予想されている。これは、財源不足によって、名古屋市が土地の買収ができなくなったことが原因であり、都市計画の頓挫である。したがっ

て財源不足による公園緑地予定地の開発問題及び政策放棄を現状課題として提起すべきである。この深刻な現状課題をふまえ、「森と緑づくり」の新たな財源を県民に負担を求めるならば、いまある緑を開発からどう守るべきか、その施策が最初に検討されなければならない。よって、公益的機能を提供している緑地公園予定地内の民有地が開発されないために、公園予定地にある民有地の固定資産税の肩代わりをすべき財源をその中から確保し、開発の抑止をすべきである。また、緑地・公園でなくとも都市部における緑の被覆率低下を抑止するために、一定程度以上の緑地を都市部で提供している土地所有者に対して、公益的機能を提供していることと、緑地を維持しやすくする目的で、固定資産税の負担を減らすための財源を確保し、土地所有者が緑地の保持をしやすくするべき。

・森や緑は県民共通の貴重な財産であり、大切に次の世代に引きついでゆくべく難問中の難問。長引く木材の低迷から地球温暖化等々。田舎を離れて都会生活の若者には山に関心が薄いようで淋しい限り。木材業一筋に50余年過ぎたチッポケな山主でも自分で求めた大事な財産なので後世代に残し維持してもらいたく思う。この資源的に恵まれた時期になって、木材価格が低迷だ、山で働く後継者がいないと、社会的問題として騒がれている。子や孫を思ってゼロから出発して杉、桧を植えつづけてくれた先祖先人を思う時、今の私達の悩みはなんとも贅沢なものと思付くと思います。

- ・イノシシ、シカ等の食害に困っている。森林の整備と獣との共生の道はないか。緑豊かな愛知を実現していくことも重要であると思うが、山村は獣の被害に泣いている。
- ・これまでの県の森林破壊加担行為が反省されることなく認識をあらためないまま、増税だけを先行することは到底認められない。また、税だけではなく、開発規制や保全のための施策をあわせて充実させなくては意味がない
- ・まずは徹底的な情報公開が必要。都市緑化に関するすべてのことを一度洗いざらい見せないといけない。用地の先行取得、グリーンベルトや都市公園の建設・維持管理にいくら使っているのか。契約方法は一般競争入札なのか随意なのか。この分の赤字は総額でいくらなのか。談合や癒着、水増し工事の実態が見えて不都合を生じるかもしれないが、今の組織のまま予算規模を膨らめると、そこにぶら下がる天下り法人や癒着法人が増えたり肥え太ったりしてしまう。
- ・報告書は、森と緑づくりのために県民税を“増税”して財源を確保することを“提言”したものである。また、神田知事もマニフェストでその創設を“公約”にして当選してきたことから、報告書は、県の意向を受けて、まとめられたものと解する。
- ・今回のパブリックコメントは、建前上、この「報告書」に対するものであり、「県の方針」に対するものではない。本来であれば、この報告書の提言を受け、県としてどのような方針であるのかの素案を県が自らまとめ、この素案に対してパブコメを行うのが筋ではないか。この点、「この新税を何としても実現したい」という県の積極的かつ主体的な姿勢が感じられないことが残念。
- ・一般的に“増税”は一般県民にとっては避けたい事項である。それにも関わらず、パブコメが行われていることはもちろんのこと、本件が検討されていることすらほとんどの県民が知らないのが実情である。今回のパブコメも、“報告書”に対するものとされ、“増税”に関することとははっきり謳っていない。報道もほとんどない。報告書のむすびで納税者への周知とコンセンサス、あるいは「この報告書を1つのたたき台として・・・活発な論議が行われ」と書いてあるが、増税のコンセンサスは容易なものではない。
- ・税の用途を明確にすることが県民の森林等に対する意識醸成の向上につながる効果がどのように、またどの程度あるのかという evidence が不明確である。CVM法などによって定量評価を行うべき。
- ・パブリックコメントは本来、県が策定する計画や考え方について県民の意見を求めるものである。今回は、報告書がパブリックコメントの対象となっており、対象自体に県の考え方が示されていない。従って、県の考え方をまとめたものをパブリックコメントにかけるべき。
- ・県民への増税となる問題であり、昨年度の報告書策定の経過で、アンケートやパブリックコメントを募集し、その結果を報告書に反映すべきであった。新たな税負担がどうしても必要との認識であるならば、実際にどのような負担増になるかをイメージしてもらったり、どのような負担の仕方や施策であれば納得できるかなど、出来る限り多くの県民の意見を聴取すべきであり、その結果を検討会議において検討すべきであったが、新税導入ありきで一定の方向性を定めることを優先し、県民参加をおろそかにした姿勢がまずもって問題である。愛知万博において、市

・ご意見として参考にさせていただきます。

- 民参加を唱った愛知県であるならば、このような姿勢を反省し、今後は初期段階からの県民参加について真剣に取り組むことを要請する。
- 必要な費用をまず明確に提起すべき。新たな税を課すか否かの論議の前提として、どれだけの費用が必要かを示すことが必要。
 - 徴収税額を他県を参考にして14～40億円としているが、他府県に追随するのではなく県独自の方針を打ち出すことはできないか。
 - 報告書では国庫と自治体との事業費負担割合や、今までの費用対効果などが分かる明瞭な資料がなく、新たな負担を強いられる納税者としては新税導入の根拠に乏しいのではないかと心配している。松岡農相の自殺で、まさに「政治とカネ」の部分がうやむやになってしまうことを心配している。国の予算から毎年1,000億円を超えるカネが全国の森林整備に充てられていたそうだが、肝心の森林整備にはほとんど使われていなかった実態が明らかになった今、そこから悔い改めないと納税者の理解は得られない。また、都市部に増えている公園施設についても、土地の先行取得に第三セクターが絡んだり、建設後の膨れ上がる維持管理費など、税金の使われ方に不透明感を感じたり、その効率の悪さに怒りさえも感じている。現行の仕組みをそのまま継承した上で、県内の都市の緑化や森林整備のために新たな税を新設することには反対。
 - 森と緑に関する施策展開の必要性は理解できるが、基本的には、現行の財源の中で措置すべきと考える。これまでの事業の実施状況や成果がどの程度であり、さらにどれだけの整備が緊急的に必要なのかが、事業量、事業費が定量的に示されていない。そうした状況の中で、県民税均等割（個人、法人）の超過課税の是非について、パブリックコメントを活用した意見聴取は難しいと考える。
 - いくらを納めればよいのか、どんなことが、どれほどできるのかよくわからない。もう少し具体的に書いてあれば意見を言いやすい。具体的に計画ができた時に、再度、意見を求めたらどうか。森林の手入れや木材を使うことに、県の予算が少ないことが問題ではないか。今までの予算をしっかりと見直して、山の手入れの予算を大幅に増やすことと、さらに不足分を皆さんの了解を得て、新たに徴収したらよいと思う。山の手入れが進み、空気がきれいに、そして温暖化防止ができるように、しっかりした政策を望む。
 - 増税をいうならばまず、地球環境保全のために愛知県の自然環境保護をどうすべきかを県民の声を十分に聞いた上で明示すべき。
 - 事業内容がとってつけたようなものばかりで、短期・集中的に財源を投入しても、想定される成果（森がどうなる）が見えてこない。結局、行き当たりばったりで、財源がどこかに消えてしまい、結果が見えないような気がする。そのあたりの説明がしっかりされるべき（例えば成果としては、当面、必要な間伐が全て終わるなど）。
 - パブリックコメントの実施が、県民の意見を聞いたという既成事実にならないことを望む。森林環境税施策については、他県が導入しているかどうかは別として、十分な検討をして頂きたい。既存の事業で対応していくのも、愛知県独自の施策展開ではないか。
 - 導入に先立って全県民に十分説明し、大多数の県民の理解と納得を得ることが必要。
 - 県議会での説明・議決だけで導入を決定することは承認出来ない。
 - 全県民に周知徹底出来ない新聞・テレビ報道、ホームページ掲載、電話・FAX、役所窓口だけで意見募集・広報する方法も不適切。
 - ホームページのパブリックコメントはとてもよい手段だと思うが、そのみを重視して県民の意見を判断しないで欲しい。インターネットが普及してきたとはいえ、ホームページによるパブリックコメント制度はまだ高齢者に限らず県民全体として認知度が低い。県民税の均等割の超過課税は県民に与える影響が著しく多大なので、公開討論会、新聞、愛知県広報、TV、ラジオなど複数の手段を用いて十分な検討期間を設けるなどして、一部の限定された県民だけの意見の集約にならないように進めていって欲しい。
 - コンビニやファミレスの24時間営業の廃止、完全にはされていないデパート、お店、オフィスなどのエアコンの温度設定。これらも徹底的に規制して、破れば違反になるくらいにしないとイケないと思う。
 - 日進市は森のある場所が多かったのに、ここ5年位、沢山の森を削って住宅、マンション、スーパー、お店の建設が早いスピードで進んでいる。こんな危機的状況に森を削るなんて何を考えているのか信じられない
 - 真剣にこのことに取り組むならば、このような意見募集ではなく、選挙ぐらいのPRで、県民全体に意見を義務付

- けるくらいの意気込みでないと自然は戻ってこないと思う。
- 都市の緑化はともかく、愛知県として森の整備に力を入れるというトップの姿勢が全く感じられない。森林環境税を導入したいのなら知事が熱意をもって一言いえば、県民は年間に千円程度なら理解を示すはずである。まず、そういう気運を作るべきでは。
 - 森林を取り巻く現状については大変憂慮すべき事態にあると感じているが、税制ありきのように受け取った。「新たな施策展開の方向性」において、林業活動では整備が困難な森林については、全額公費による整備を進める必要性を述べられているが、税金を投入する以前に、対象となる森林を管理意欲のある法人や個人が参入できるような仕組みなどをつくり、自立した林業経営を推し進めるべきではないかと思う。報告書全編に渡り、森林の公益機能の維持を目的として公費の投入を行うという論理となっているが、近年の行政サービスの見直しや新しい公共性の議論とは相容れない考え方になっている。行政サービスの縮小議論の中で、今回のような不特定多数の受益者が限定できない森林管理などは合理的な政策課程ではカバーできず、例外とされるべきではありますが、その結果小さな政府を目指す愛知県政との整合性を図らないことにはならない。
 - 選挙で無投票選挙区は公費投入はやめるべき。
 - 森林法人のように196億円（愛知県）負債を残し、頓挫している状態になってはいけない。
 - 課税自主権の活用が環境問題を解決するための税が中心で、愛知県の森林の施策もこの流れに沿うとの記述があるが、これは、「環境問題」という錦の御旗を税導入の際に示すことで、税導入をスムーズにするための用いられている感があり、これは取りやすいところから税を取るといった側面につながっていると考えられる。
 - 日本の森林面積2,500万haのうち1,000万haが人工林である。その多くは戦後の一時期に集中的に植栽されたスギ、ヒノキの植林地が占めており、多くは予算不足や採算割れを理由に管理不良のまま捨て置かれている。京都議定書では森林によるCO2の吸収能力に一定の評価をしているが、それは森林が適切に管理され、同時に切り出された材木が建材や日常品として広く利用され『CO2の貯金箱』としての機能を果たすことを前提としている。『森と緑のための新税』を創設することに賛同しつつも、単に他府県に追随して僅な税金を集めても殆ど効果は期待できないのではないかと心配である。ちなみに愛知県を初めとする大都市圏では森林面積も少なく且つ人口が多いため人工林管理費を人口で単純に頭割りすればその金額は微々たるものとなるが、人口の少ない地方においては、県民一人当たりの負担は高額となり事実上不可能となる。例えば東北の岩手県を例に取れば明確である。岩手県の人工林面積は505,000ha、人口140万人。森林管理費用を年間6万円とすれば総額300億円/年を超え、1人当り年間21万円を超える。この金額を県民が毎年永続的に負担することはもはや限界を超えている。こうした点を考えれば、まさに報告書に『森や緑の公益的機能の受益は一部の地域に限定されるものではない』とあるが如く、愛知県民から徴収した税金を愛知県内の森林にのみ投下せず、広く日本の森林管理のために使う方策を模索すべきと考えている。単純に計算すれば、日本の人工林面積約1,000万haの年間管理費を約6万円/haとすれば総額で6,000億円/年となる。日本国民1億2千万人で均等負担すれば5千円/人/年となる。つまり日本人1人1人が400円/月負担する必要があるということであるが、これは決して難しい額ではない。この計算に基づき愛知県民が1人年間5千円を負担すれば計算上350億円の資金が徴収される。この内愛知県の森林のために使用する金額を年間80億円とすれば実に270億円の資金が他県の森林の管理のために提供可能ということとなる。元気印の愛知県が、他府県に先駆けて地方住民との連携を模索して欲しい。地方経済が困窮し、結果として大都市に人口が流入するような事態になれば、遅かれ早かれ大都市ではホームレスの増加や治安の悪化につながる。これは過去の世界の歴史からも自明のことである。大都市の繁栄は健全な地方経済の確立にかかっているといても過言ではない。愛知万博は『愛・地球博』であって、決して『愛・県民博』ではなかったことをあらためて想起されることを期待したい。
 - 報告書の「受益の程度に応じた公平なものであることが必要」との記述は理解できるが、「山間、中山間、都市部が存在する愛知県の特徴を考慮して、森林、里山、都市の緑を一体的に整備、保全するなど、すべての県民が受益を実感できるような施策づくりが必要」というのは、報告書が取り扱っている領域の公共性を正しく理解していない。対象となる「森林・緑」がその人の身近にあるか否かは問題外。
 - 環境悪化、地球温暖化、林業不振の原因は、近代産業の無定見なる巨大化競争にある。それらの企業などに「森と緑の税制検討」には、積極的に協力させるべき。
 - 自然を痛めつける開発行為がどんどん進む中で、地球温暖化防止。公益的機能を発揮している森林を保全するため

の課税といっても、何か矛盾を感じる。

- ・現在の森林整備は除伐放置が定着化しているのは残念である。例えば、緑の募金・赤い羽根共同募金・歳末助け合い等現金募金となっているが、地域の実情を考慮し、現物採納（間伐材丸太）が認定されれば、山からの材の供給は増える。
- ・今回の報告書は、「奥山の森が荒れている」「里山が荒れている」「都市の緑が不足している」が、その対策として「一般財源ではまかなえない」から「超過課税（増税）」で財源を確保する、というのが結論である。しかしながら、一般県民の心に響く訴えがない。「その他の意見」が出るのもやむを得ない。
- ・森と緑のための施策には、県は当然の業務として予算を振り向け力を入れるべきで、殊更そのために県民に税負担を求めるような事ではない。
- ・「そのためだけに使う税金」といっても、一般の予算が減らされればそれまでだから、何の言い訳にもならない。
- ・社会的弱者を産まないための環境対策を望む。ただでさえ緑の保全是メリットとして実感できる面よりデメリットとして切実な面が多く、それを受け入れてもらうためだけでも、報告書の前半のような説得が必要。例えば犯罪・火事・事故のリスク、虫・鳥・獣等による被害（現場周辺）、日照障害、枯葉・土砂等の散乱・流出（台風などでは倒木も）、ゴミの不法投棄、人があつまれば騒音・プライバシー侵害、生活道路が整備できない、土地の利用が思うようにできないなどなど、苦情や心配の種は多い。その上税負担増加など、人々の環境対策への熱意を盛り上げるどころか反感を招き、せつかく関心ある人を萎えさせる事になりかねない。
- ・現在も尚続く開発の激しさ、かつて開発された所のさびれようを見聞きするにつけ、「森と緑の保全・創出」は、まず今までの行政の施策・都市計画を根本からしっかり見直す事なしには小手先・見せかけだけとなり、本当の成果を挙げる事はできないと思う。
- ・昨日今日出た新しい話でもなく、「県民の生活を譲る」という行政の基本に直結する深刻な問題であり、個々の目先の損得より教育同様広く長い視野からの判断と施策が必要な事業であり、これをやらずに一般財源で何をやるのかと思う。むしろこういう分野こそ税金で地道に良質な産業と人材を育て、若い人などが誇り持って働き生計を立て税金も払う位にするべきではないか。
- ・森林などの緑の保全是、人間が安全、快適に生活するために必要な事柄。対応されていない部分があったことには行政への不信を感じる。